

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
《省略用語例》 この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。 措置法……………租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 措置法令……………租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号） 措置法規則……………租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号） 〔措置法第70条の6（（農地等についての相続税の納税猶予及び免除等）関係） 70の6－1～49 （省略） 70の6－50 <u>第40条の6</u> 第15項各号に掲げる要件に準ずる要件 70の6－51～109 （省略） 〔措置法第70条の6の8（（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除）関係） 70の6の8－1～19 （省略） 70の6の8－20 <u>特定事業用資産に係る事業と同種又は類似の事業の判定</u> 70の6の8－21～75 （省略） 〔措置法第70条の6の10（（個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除）関係） 70の6の10－1～19 （省略） 70の6の10－20 <u>特定事業用資産に係る事業と同種又は類似の事業の判定</u> 70の6の10－19～66 （省略） 〔措置法第70条の7の5（（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例）関係） 70の7の5－1～10 （省略） 70の7の5－11 （削除） 70の7の5－12～42 （省略）	（同左） 〔措置法第70条の6（（農地等についての相続税の納税猶予及び免除等）関係） 70の6－1～49 （同左） 70の6－50 <u>前条</u>第15項各号に掲げる要件に準ずる要件 70の6－51～109 （同左） 〔措置法第70条の6の8（（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除）関係） 70の6の8－1～19 （同左） 70の6の8－20 <u>3年以上事業に従事していたこと</u> 70の6の8－21～75 （同左） 〔措置法第70条の6の10（（個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除）関係） 70の6の10－1～19 （同左） 70の6の10－20 <u>相続の開始の直前において事業に従事していたこと</u> 70の6の10－19～66 （同左） 〔措置法第70条の7の5（（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例）関係） 70の7の5－1～10 （同左） 70の7の5－11 <u>役員である期間の意義</u> 70の7の5－12～42 （同左）

改 正 後	改 正 前
〔措置法第70条の4（（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除））関係〕 （担保の提供等） 70の4—16 . . . したがって、措置法規則第23条の7第3項第2号の「担保の提供に関する書類」とは、国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第16条（（担保の提供手続））及び<u>国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）第11条（（担保の提供手続））</u>の規定により担保を提供しようとする者が提出すべき書類のほか昭和45年6月24日付徴管2—43「<u>国税通則法基本通達（徴収部関係）</u>」の第54条関係の1（（<u>担保が有価証券等の場合の担保の提供に関し必要と認められる書類</u>））、1—2（（<u>担保が不動産等の場合に担保の提供に関し必要と認められる書類</u>））及び1—3（（<u>担保が保証人の保証の場合に担保の提供に関し必要と認められる書類</u>））に定める書類をいうのであるから留意する。 （譲渡等をした特例適用農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算） 70の4—26 . . . （具体的計算例） . . . 例3 . . . ③ ②のうち措置法第70条の4第17項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた特定農地等の面積 . . . ④ ③のうち同項第2号ハの規定により買取りの申出等があったものとみなされた特定農地等の面積 〔措置法第70条の6（（農地等についての相続税の納税猶予及び免除等））関係〕 （第40条の6第15項各号に掲げる要件に準ずる要件） 70の6—50 措置法令第40条の7第19項第2号に規定する「<u>第40条の6</u>第15項各号に掲げる要件に準ずる要件」については、70の4—54（（第15項各号に掲げる要件に準ずる要件））と同様とする。 〔措置法第70条の6の8（（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除））関係〕 （特定事業用資産に係る事業と同種又は類似の事業の判定）	〔措置法第70条の4（（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除））関係〕 （担保の提供等） 70の4—16 . . . したがって、措置法規則第23条の7第3項第2号の「担保の提供に関する書類」とは、国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第16条（（担保の提供手続））の規定により担保を提供しようとする者が提出すべき書類のほか昭和45年6月24日付徴管2—43「<u>国税通則法基本通達（徴収部関係）</u>」の第54条関係の1（（<u>担保提供書等の提出</u>））及び3（（<u>抵当権を設定するために必要な書類</u>））に定める書類をいうのであるから留意する。 （譲渡等をした特例適用農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算） 70の4—26 . . . （具体的計算例） . . . 例3 . . . ③ ②のうち措置法第70条の4第16項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた特定農地等の面積 . . . ④ ③のうち同項第2号<u>ロ又はハ</u>の規定により買取りの申出等があったものとみなされた特定農地等の面積 〔措置法第70条の6（（農地等についての相続税の納税猶予及び免除等））関係〕 （前条第15項各号に掲げる要件に準ずる要件） 70の6—50 措置法令第40条の7第19項第2号に規定する「<u>前条</u>第15項各号に掲げる要件に準ずる要件」については、70の4—54（（第15項各号に掲げる要件に準ずる要件））と同様とする。 〔措置法第70条の6の8（（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除））関係〕 （3年以上事業に従事していたこと）

改 正 後	改 正 前
70の6の8-20 特定事業用資産の贈与を受けた受贈者が従事していた事業が措置法規則第23条の8の8第5項に規定する「特定事業用資産に係る事業と同種又は類似の事業」に該当するかどうかの判定は、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる中分類（中分類がない場合には大分類）に基づき行う。 （注）・・・ （納税猶予の対象とならない資産保有型事業の意義） 70の6の8-21 ・・・ （注）1 ・・・ C＝当該いずれかの日以前5年以内において特別関係者（特例事業受贈者と措置法令第40条の7の8第15項に規定する特別の関係がある者をいう。以下70の6の8-23において同じ。）が当該特例事業受贈者から受けた措置法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する必要経費不算入対価等（以下70の6の8-23までにおいて「必要経費不算入対価等」という。）の合計額 ・・・ 〔措置法第70条の6の10（（個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除）関係） （特定事業用資産に係る事業と同種又は類似の事業の判定） 70の6の10-20 70の6の8-20（（特定事業用資産に係る事業と同種又は類似の事業の判定））は、被相続人から相続又は遺贈により特定事業用資産を取得した者が、措置法第70条の6の10第2項第2号ロに規定する当該特定事業用資産に係る事業に従事していたかどうかの判定について準用する。 （注）・・・ （納税猶予の対象とならない資産保有型事業の意義） 70の6の10-21 ・・・	70の6の8-20 特定事業用資産の贈与を受けた受贈者が、<u>措置法第70条の6の8第2項第2号ハの3年以上特定事業用資産に係る事業（当該事業に準ずるものとして措置法規則第23条の8の8第5項に規定するものを含む。）に従事していたかどうかの判定は、次によることに留意する。</u> (1) <u>当該受贈者が従事していた事業が措置法規則第23条の8の8第5項に規定する「特定事業用資産に係る事業と同種又は類似の事業」に該当するかどうかの判定は、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる中分類（中分類がない場合には大分類）に基づき行う。</u> （注）・・・ (2) <u>当該特定事業用資産に係る事業に必要な知識及び技能を習得するための高等学校、大学、高等専門学校その他の教育機関における修学期間は、上記の3年以上の期間に含まれる。</u> (3) <u>上記の3年以上の期間には、当該受贈者が学生、生徒又は給与所得者等として繁忙期及び休祭日等に当該特定事業用資産に係る事業に従事していた期間を含めても差し支えない。</u> （納税猶予の対象とならない資産保有型事業の意義） 70の6の8-21 ・・・ （注）1 ・・・ C＝当該いずれかの日以前5年以内において特別関係者（特例事業受贈者と措置法令第40条の7の8第15項に規定する特別の関係がある者をいう。以下70の6の8-23において同じ。）が当該特例事業受贈者から受けた措置法第70条の6の8第4号ハに規定する必要経費不算入対価等（以下70の6の8-23までにおいて「必要経費不算入対価等」という。）の合計額 ・・・ 〔措置法第70条の6の10（（個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除）関係） （相続の開始の直前において事業に従事していたこと） 70の6の10-20 70の6の8-20（（<u>3年以上事業に従事していたこと</u>））は、被相続人から相続又は遺贈により特定事業用資産を取得した者が、措置法第70条の6の10第2項第2号ロに規定する当該特定事業用資産に係る事業に従事していたかどうかの判定について準用する。 （注）・・・ （納税猶予の対象とならない資産保有型事業の意義） 70の6の10-21 ・・・

改 正 後	改 正 前
(注) 1 . . . C＝当該いずれかの日以前５年以内において特別関係者（特例事業相続人等と措置法令第40条の７の８第15項に規定する特別の関係がある者をいう。以下70の６の10－21において同じ。）が当該特例事業相続人等から受けた措置法第70条の６の８第<u>２</u>項第４号ハに規定する必要経費不算入対価等（以下70の６の10－21において「必要経費不算入対価等」という。）の合計額 . . . 〔措置法第70条の７（（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）関係） （持分会社の持分等が担保提供された場合） 70の７－９ 措置法第70条の７第６項本文により認定贈与承継会社（持分会社又は株券不発行会社（会社法第117条第７項（（株式の価格の決定等））に規定する株券発行会社（以下「株券発行会社」という。）以外の株式会社をいう。以下同じ。）に限る。）の持分又は株式を担保として提供を受け質権を設定した場合には、納税猶予期間中においては、当該持分又は株式から生じる配当その他の利益処分については、税務署長はその支払又は引渡し等を受けないことに留意する。 〔措置法第70条の７の５（（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例）関係） 70の７の５－11 （削除） 〔措置法第70条の７の６（（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例）関係） （特例対象非上場株式等の取得の意義等） 70の７の６－２ . . . (1) 平成30年１月１日から<u>令和</u>9年12月31日までの間の最初の同項の規定の適用に係る相続又は遺贈による取得 . . .	(注) 1 . . . C＝当該いずれかの日以前５年以内において特別関係者（特例事業相続人等と措置法令第40条の７の８第15項に規定する特別の関係がある者をいう。以下70の６の10－21において同じ。）が当該特例事業相続人等から受けた措置法第70条の６の８第４号ハに規定する必要経費不算入対価等（以下70の６の10－21において「必要経費不算入対価等」という。）の合計額 . . . 〔措置法第70条の７（（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）関係） （持分会社の持分等が担保提供された場合） 70の７－９ 措置法第70条の７第６項本文により認定贈与承継会社（持分会社又は株券不発行会社（会社法第117条第<u>６</u>項（（株式の価格の決定等））に規定する株券発行会社（以下「株券発行会社」という。）以外の株式会社をいう。以下同じ。）に限る。）の持分又は株式を担保として提供を受け質権を設定した場合には、納税猶予期間中においては、当該持分又は株式から生じる配当その他の利益処分については、税務署長はその支払又は引渡し等を受けないことに留意する。 〔措置法第70条の７の５（（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例）関係） <u>（役員である期間の意義）</u> 70の７の５－11 <u>措置法第70条の７の５第２項第６号への要件を判定する場合には、70の７－13（（役員である期間の意義）を準用する。</u> 〔措置法第70条の７の６（（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例）関係） （特例対象非上場株式等の取得の意義等） 70の７の６－２ . . . (1) 平成30年１月１日から<u>平成39</u>年12月31日までの間の最初の同項の規定の適用に係る相続又は遺贈による取得 . . .